

令和2年7月 四万十市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年7月6日(月)午後2時30分～午後3時21分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	8	弘田 美和	14	新玉 年一
2	桑原 宏文	9	山本 官	15	正木 卓夫
3	井上 靖好	10	芝 順子	16	岡崎 誠
5	安藤 久徳	11	伊勢脇精藏	17	尾崎 征洋
6	谷崎 容子	12	土居 忠栄	19	畠中 温喜
7	遠地美千代	13	清水 優志		

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名
2区	武井 健治	7区	田邊 次男
4区	濱田 正史	8区	竹村 光一
5区	宮地 秀之		
6区	山口 昇彦		

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
4	加用 雅啓	18	福留 宣彦		

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1区	東 正世	3区	小野 芳夫		

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	主幹	宮川 昭人
事務局長補佐	吉田 貴浩	主事	東 昭伸
事務局長補佐	渡辺 昌彦	主事	永野 ほのか
係長	柴 秀樹		

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番～2番)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番～4番)

第3号議案 非農地証明書の交付について(1番～4番)

報告事項

その他

7 連絡事項

◆議 長（遠地副会長）

只今から令和2年7月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号4番 加用 雅啓 委員、議席番号18番 福留 宣彦 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中17名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、東 正世 委員、小野 芳夫 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議 長（遠地副会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号19番 畠中 温喜 委員、議席番号2番 桑原 宏文 委員 をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案、農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は、2ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 鍋島 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦30年の72歳の農家で、農作業への従事日数は300日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦30年の妻の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約500メートルの距離となっております。耕作面積は50aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 具同 以下議案書記載のとおりです。申請理由は贈与で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦13年の33歳の兼業農家で、農作業への従事日数は150日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦33年の父の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約500メートルの距離となっております。耕作面積は79aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議 長 （遠地副会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 19 番 畠中委員 (下田地区担当)

事務局から説明があったように譲渡人は推進委員です。譲受人は 30 年施設園芸に携わり、また四万十市の大葉の草分け的存在で第一人者です。現在は他の作物に代わっていますが、非常に農業に熱心な夫婦で産地を引っ張ってきた農業者です。よろしくをお願いします。

◆議 長 (遠地副会長)

推進委員の意見ですが、小野委員に関する案件となっておりますので、推進委員の意見は省略します。

◆議 長 (遠地副会長)

「2 番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員 (具同地区担当)

贈与ということで親子です。兼業農家で息子は今までどおり耕作していくということで、農機具も一通り揃えています。問題ありません。よろしくをお願いします。

◆議 長 (遠地副会長)

推進委員から、意見などはございませんか。

◇宮地委員 (中村・具同・東山地区担当)

現地確認に行っていましたが、自動車学校の近くだと思います。そこに何ヶ所かありますが、現在も苗が植わっていましたので問題ないと思います。

◆議 長 (遠地副会長)

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議 長 (遠地副会長)

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長 (遠地副会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第 1 号議案の農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議 長 (遠地副会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請進達について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は5ページになります。番号5。土地の表示は具同散地、以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。5月29日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については赤鉄橋具同側たもとから清水方面への321号線を470メートルほど行った堤防右側下に位置する農地です。申請地の南側、東側及び西側は農地であり、所有者から転用の同意を得ています。また、排水に関しては、浄化槽を設置のうえ既設の埋設している排水路の使用について所有者の同意を得ており、これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われます。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された準工業地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということであります。

続きまして番号2。土地の表示は渡川3丁目、地番以下、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。6月29日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの3ページ、4ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、賃貸住宅を建築するものです。場所については1番の申請地から200メートルほど西に位置する農地です。申請地の東側は宅地、南側も申請譲受人所有の宅地であり、北側、西側は農地であり譲渡人所有農地を除き、それぞれの所有者から同意を得ております。排水に関しても自己所有地内に合併浄化槽を設置し、敷地内に埋めたパイプを通じて市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われます。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第1種住居地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということであります。

続きまして番号3。土地の表示は国見ウトノロ、地番以下、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。6月29日、会長、事務局、申請代理人と現地確認を行いました。お手元のタブレットの5ページ、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。譲受人は既に一時転用の許可を受けて資材置場等を確保しておりますが、今までの資材置場等の不足分を補うため今回の転用申請となったものです。場所は国見の土佐くろしお鉄道の踏切を超えて北方向へ200mほど行った所になります。申請地の北、東は一体利用地譲渡人所有農地、西、南は一時転用済み農地となっており、排水についても汚水、雑排水の発生はなく、雨水についてはU字溝を場内に新設して既存の水路へ放流するなど周囲へ影響の無いようにすることです。申請地は10haの広がりのないその他の農地で、第2種農地にあたり、第3種農地に立地困難な場合には転用が許可できる土地ということであります。

続きまして番号4。土地の表示は国見ウトノロ、地番以下、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。6月29日、会長、事務局、申請代理人と現地確認を行いました。お手元のタブレットの5ページ、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。場所は3番の申請地と一体的な所で一番西側に位置する農地です。ここの農地については一部が既に仮設道路として一時転用されており、農地へ復元するために今回も一時転用となっております。賃貸借契約を設定し、許可日から2年6か月間賃貸借を行うものです。場所や隣地の状況、排水面や農地区分等は番号3で説明した内容と同じであり、転用が許可できる土地ということであります。

◆議 長 (遠地副会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1・2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員(具同地区担当)

1番についてですが、事務局の説明どおり個人が住宅を建てるということの転用です。排水については浄化槽から既設の排水路側溝に流すということで、市道から10~20mぐらい離れておりますが、進入路についても確保しているということです。問題ないと思います。2番ですが賃貸の住宅を建てるということで会社が譲受人になっておまして、戸建て4棟建てるということです。排水は浄化槽から既設の排水路へ流すということで、問題ないと思います。

◆議 長 (遠地副会長)

推進委員から、意見などはございませんか。

◇宮地委員(中村・具同・東山地区担当)

1・2番とも事務局の説明どおりで問題ありません。

◆議 長 (遠地副会長)

「3・4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員(中筋・東中筋地区担当)

議案3番4番について説明します。さる6月29日会長、事務局、申請代理人と現地確認を行いました。申請地はもと非農地証明願があったところですが、非農地証明での要件に合わないとして今回の5条申請となったものです。譲受人は既に一時転用の許可を受けて資材置場等を確保しておりますが、林道拡張工事のための残土、伐採木等の仮置き場、資材置場の設置などのため、今までの資材置場等の不足分を補うため今回の申請となったものです。最大で3.2メートルほどの盛り土を行い、資材置場を造成します。なお、林道拡張工事完了後は、太陽光発電資材のパネル等の置場として使用する予定です。申請地の北、東は譲渡人所有農地、西、南は一時転用済み農地となっており、排水についても汚水、雑排水の発生はなく、雨水についてはU字溝を場内に新設して既存の水路へ放流するなど周囲へ影響の無いようにするとのことです。なお4番の申請地も3番の申請地と一体的な所で一番西側に位置するところですが、ここの農地については既に仮設道路の一部として農地の一部が一時転用されており、将来的には農地へ復元する予定のため今回の転用も一時転用として譲受人と賃貸借契約を設定し、許可日から2年6か月間賃貸借をしてその後は農地へ復元する予定となっているものであり、問題は無いものと思います。

◆議 長 (遠地副会長)

推進委員から、意見などはございませんか。

◇濱田委員(中筋・東中筋地区担当)

清水委員から詳しい説明がありました。現地も見ましたが問題ありません。よろしくお願いします。

◆議 長 (遠地副会長)

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 (遠地副会長)

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第2条の規定による許可申請進達につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議 長 (遠地副会長)

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案。非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページになります。

番号1。土地の表示は、大字具同、以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、6月29日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と具同地区担当の正木委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの7ページ及び8ページをご覧ください。当該地は具同で、ヤマダ電機から北に約30メートルの場所になります。

なお、当該地は筆界未定地内に含まれている土地ですが、当該地番を含め、全体が非農地状態となっております。筆界未定地全ての状況を勘案し、全体が非農地の要件に合致すれば非農地証明が発行できるものと考えております。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用した土地で15年以上経過しておりますので、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号2。土地の表示は、大字西土佐須崎、以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号2につきましては、6月23日、副会長、事務局で現地に向かい、願人と西土佐須崎地区担当の篠田委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの9ページ及び10ページをご覧ください。当該地は西土佐須崎で、須崎集会所から北東に約550メートルの場所になります。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用した土地で15年以上経過しておりますので、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号3。土地の表示は、大字具同、以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号3につきましては、6月29日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と具同地区担当の正木委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの11ページ及び12ページをご覧ください。当該地は具同で、ユニクロ四万十ショッピングガーデン店から南西に約250メートルの場所になります。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用した土地で15年以上経過しておりますので、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号4。土地の表示は、大字佐田、以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号4につきましては、6月29日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人と後川地区担当の山本委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの13ページ及び14ページをご覧ください。当該地は佐田で、佐田の沈下橋から南西に約2キロメートルの場所になります。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用した土地で15年以上経過しておりますので、非農地証明については可能と考えます。以上です。

◆議長（遠地副会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番・3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

1番ですが国道56号線に面したところで、現在は更地のような形ですが、前は家が建っていたりした所です。筆界未定地ですが、この囲んでいる中に入っていると思われますので非農地ということで構わないと思います。

3番ですが写真の点線で囲んでいる所ですが、現在は差し掛けを作っている部分です。転用が抜かった一部分だと思えます。今は非農地になると思えますのでよろしくお願いします。

◆議長（遠地副会長）

「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号1番 篠田委員（西土佐須崎地区担当）

6月23日事務局、遠地副会長、願人とともに現地確認をしました。農地には倉庫を建てて15年以上経っていることを確認し、コンクリートも厚く農地への復元は困難と判断しました。問題ないと思います。

◆議長（遠地副会長）

「4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 10 番 山本委員（後川地区担当）

事務局の説明どおりです。現況は倉庫と住宅が建っていましたが、空き家となっていました。農地への復元は困難と考えます。よろしく申し上げます。

◆議 長 （遠地副会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を告げてから質問をお願いいたします。

◇議席番号 11 番 伊勢脇委員（富山地区担当）

4 番ですが、願人は住所が大分県で空き家となっていると。願出はどこから出てきたのか。買いたい人がいるとか……。

◆議 長 （遠地副会長）

事務局申し上げます。

○事務局

伊勢脇委員の質問でどこから願出が出ているのかということですが、本市の行政書士が代理人となっておりまして願人は記載されている人ですが、現地確認の時も申請代理人に立会をお願いしております。非農地証明のその後の目的については売買をしたいと伺っております。

◆議 長 （遠地副会長）

他にご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~

◆議 長 （遠地副会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第 3 号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~

◆議 長 （遠地副会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

○事務局

形状変更の届が 1 件出ておりますので報告いたします。議案書と一緒に送付しております、別紙の「報告事項 形状変更届出について」をご覧ください。変更届につきましては、本市の農地の形状変更取扱要領第 3 条により届けを受理した場合には農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日、報告するものです。

番号 1。土地の表示及び届出人は記載のとおりです。届出事由は、現状では耕作不適地のため、埋め立てを行い果樹を植えるためとのことです。変更期間は、令和 2 年 7 月 23 日から令和 4 年 6 月 30 日となっております。

以上です。

◆議長 (遠地副会長)

最後に、その他 委員の皆さんの方から何かございませんか。

～～～ 意見なし ～～～

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 7 月 6 日

議長 福留宣彦

署名委員 田中暹喜

署名委員 桑原宏文